

○高知県養蜂振興法施行細則

平成24年12月28日規則第88号

改正 令和5年5月23日規則第77号

改正 令和6年4月26日規則第51号

高知県養蜂振興法施行細則をここに公布する。

高知県養蜂振興法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）を施行するため、法及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(蜜蜂の飼育の届出手続)

第2条 法第3条第1項の規定により蜜蜂の飼育の届出をしようとする者は、別記第1号様式による蜜蜂飼育届を知事に提出しなければならない。

2 法第3条第3項の規定により蜜蜂の飼育に係る届出事項の変更の届出をしようとする者は、別記第2号様式による蜜蜂飼育変更届を知事に提出しなければならない。

(蜜蜂の飼育の届出義務を除外する場合等)

第3条 省令第1条第2項第3号の知事が認める場合とは、県内において野生の蜜蜂の飼育を行う場合で、当該野生の蜜蜂が自主的に巣及び蜂房を形成する方法（重箱式養蜂箱を使用するものを含む。）で飼育を行う場合とする。

2 前項に規定する場合以外の場合で、省令第1条第2項第3号の規定による知事の確認を受けようとする者は、別記第3号様式による蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、蜜蜂の飼育の届出義務を除外するときは別記第4号様式による蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認通知書を、除外しないときは別記第5号様式による蜜蜂の飼育の届出義務に関する通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(転飼養蜂の許可の申請手続)

第4条 省令第2条の申請書は、別記第6号様式によるものとする。

(身分証明書)

第5条 法第9条第2項の身分を示す証明書は、別記第7号様式によるものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和5年5月23日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月26日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

蜜蜂飼育届

蜜蜂の飼育を行いますので、養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 蜜蜂飼育状況（ 年 月 日現在）

飼育場所	飼育蜂群数
	群（うち日本蜜蜂 群）
	群（うち日本蜜蜂 群）
	群（うち日本蜜蜂 群）

2 蜜蜂飼育計画（ 年）

飼育場所	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

（1）個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

（2）個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

（3）個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合

(裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 「飼育場所」欄は、巣箱の配置場所を確認することができる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
- 4 記入欄が不足するときは、別紙1又は別紙2に記入して、添えてください。
- 5 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 6 毎年1月31日までに届け出てください。
- 7 届出後は、蜂群の配置調整に関する次に掲げる事項に留意してください。
- (1) 県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずることがあること。
- (2) 県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあること。

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

蜜蜂飼育変更届

蜜蜂の飼育について届け出た事項に変更がありましたので、養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更年月日

年 月 日

3 個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合

(裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更事項が蜜蜂の飼育場所の場合は、巣箱の配置場所を確認することができる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 4 変更があった日から1月以内に届け出てください。
- 5 届出後は、蜂群の配置調整に関する次に掲げる事項に留意してください。
- (1) 県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずることがあること。
- (2) 県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあること。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認申請書

養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認を受けたいので、高知県養蜂振興法施行細則第3条第2項の規定により申請します。

記

- 1 蜜蜂の飼育の場所
- 2 飼育する蜜蜂の蜂群数
- 3 蜜蜂の飼育の期間
- 4 蜜蜂の飼育の方法

注 「蜜蜂の飼育の場所」欄は、字及び地番まで記入してください。

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認通知書

年 月 日付けで申請のありました養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認については、高知県養蜂振興法施行細則第3条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

養蜂振興法第3条第1項ただし書及び養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定に該当しますので、同法第3条第1項の規定による届出の必要はありません。

様

高知県知事

蜜蜂の飼育の届出義務に関する通知書

年 月 日付けで申請のありました養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認については、高知県養蜂振興法施行細則第3条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

次の理由により養蜂振興法第3条第1項ただし書及び養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定に該当しませんので、同法第3条第1項の規定により毎年1月31日までに蜜蜂の飼育の届出をすること。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

転飼養蜂許可申請書

養蜂振興法第4条第1項の蜜蜂の転飼の許可を受けたいので、養蜂振興法施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		群（うち日本蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いについて	<input type="checkbox"/> 次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。 (1) 個人情報の利用目的 県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする事。 (2) 個人情報の安全管理措置 県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする事。 (3) 個人情報の第三者への提供 県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする事。 ア 法令に基づく場合 イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合
--------------	--


高知県収入証紙貼り付け欄

(裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 「転飼しようとする場所」欄は、巣箱の配置場所を確認することができる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 転飼しようとする場所について、別添の転飼養蜂土地使用承諾書を添えてください。
- 4 記入欄が不足するときは、別紙に記入して、添えてください。
- 5 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 6 転飼しようとする日の2月前までに申請してください。

(別添)

転飼養蜂土地使用承諾書

転飼しようとする者	住所（主たる事務所 の所在地）			
	氏名（名称及び代 表者の職・氏名）			
最大計画蜂群数		転飼しようとする 期間	月 日から	月 日まで
転飼しようとする場所				
上記のとおり転飼養蜂に伴う所有地の使用を承諾します。 年 月 日 土地所有者 住所 氏名				
転飼しようとする場所の周辺の見取図				
				

第7号様式（第5条関係）

← 12センチメートル →

写真貼り 付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
	年 月 日発行
	高知県知事 印

↑ 9センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルとする。

（裏面）

養蜂振興法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。